

議案第198号

大阪市事務分掌条例の一部を改正する条例案

大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「政策企画室」を「政策企画室
大阪府市連携局」に改める。

第2条中政策企画室の項の次に次のように加える。

大阪府市連携局

(1) 大阪府との連携の推進に関する事項

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

平成27年5月29日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪府との連携を推進するべく、市長の直近下位の内部組織として、大阪府市連携局を設置するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市事務分掌条例（抄）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる組織及び職（以下「組織等」という。）を置く。

政策企画室

大阪府市連携局

省 略

第2条 前条に掲げる組織等の分掌する事務は、次のとおりとする。

政策企画室

(1)－(3) 省 略

大阪府市連携局

(1) 大阪府との連携の推進に関する事項

省 略